取締役会規程（例）

**第１章　　総　　　則**

（目的）

第１条　当会社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、この規程の定めるところによる。

（構成）

第２条　取締役会は、取締役全員をもってこれを構成する。

２　監査役は、取締役会に出席しなければならない。この場合、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

（開催）

第３条　取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とする。

２　定時取締役会は、原則として毎月１回開催するものとする。

３　臨時取締役会は、必要ある場合に随時開催する。

[備考]　取締役は３ヵ月に１回以上業務執行の状況を取締役会に報告する必要があるため、少なくとも年４回開催しなければならない（会社法363条２項）。

**第２章　　招　　　集**

（招集権者）

第４条　取締役会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に欠員又は事故があるときは、○○○○、○○○○、○○○○の順序により上位者がこれにあたる。

（招集通知）

第５条　取締役会の招集通知は、定款で定めるところにより会日の５日前までに、各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

（招集の請求）

第６条　取締役および監査役は、必要に応じ招集権者である取締役社長に対し、取締役会の目的事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

２　前項の請求をした取締役または監査役は、請求後５日以内にその請求の日より２週間内の日を会日とする取締役会が招集されないときは、自ら取締役会を招集することができる。

**第３章　　議　　　事**

（議長）

第７条　取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、○○○○、○○○○、○○○○の順序により上位者がこれにあたる。

（決議）

第８条　取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもってこれを行う。

２　会議の目的たる事項につき利害関係を有する取締役は、その議決に参加することができない。

（取締役会の決議の省略）

第９条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき全取締役が書面または電磁的記録により同意する旨の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該事項について可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

２　前項の提案を行う取締役は、取締役社長に対し、次の事項を通知し、取締役社長がこれらの事項を、書面または電磁的方法により、各取締役および各監査役に対して通知するものとする。

1. 決議の目的事項
2. 各取締役が同意する旨の意思表示をするべき期限
3. 監査役が異議を述べるべき期限

３　第１項の取締役会決議があったものとみなす時期は、取締役の全員から、書面または電磁的記録により提案につき同意する旨の意思表示がされたときとする。

（決議事項）

第１０条　取締役会の決議を要する事項は、法令または定款に定める取締役の決議事項のほか、別表に掲げるところによる。

２　取締役会が必要と認めた事項は、前項の規定にかかわらず、取締役会に付議しなければならない。

（報告）

第１１条　代表取締役は、３か月に１回以上、会社の業務執行の状況またはその他必要な情報を、取締役会において報告または説明するものとする。ただし、事案により、その業務を担当する他の取締役にこれを行わせることができる。

２　取締役が競業または自己取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事項を取締役会に報告しなければならない。

（役員以外の者の出席）

第１２条　取締役会が必要と認めたときは、取締役および監査役以外の者を取締役会に出席させて、その意見または説明を求めることができる。

（議事録）

第１３条　議長は、取締役会の経過の要領と結果その他の法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役がこれに署名押印または電子署名する。

２　前項の議事録は、取締役会の日から１０年間本店に備え置く。

３　第９条により取締役会の決議があったものとみなされた場合、取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容その他の法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

４　前項の議事録、第９条第１項の取締役の同意の意思表示を記載または記録した書面または電磁的記録は、同条第３項の日から１０年間本店に備え置く。

５　欠席した取締役および監査役には、議事録の写しおよび取締役会の資料を送付する。

（書記）

第１４条　取締役会に書記を置き、本社○○がこれにあたる。

２　書記は、議長の命を受けて、取締役会の開催、議事録の作成・保管その他の取締役会の事務にあたる。

**附　　　則**

　（施行期日）

第１５条　この規程は、令和○年○月○日から実施する。

（改正）

第１６条　この規程の改正は、取締役会の決議にもとづき、これを行う。

**別　　表**

○取締役会決議事項（第１０条関係）

　　１　重要な業務に関する事項

（１）株主総会に提出する議案

（２）株主総会の決議により授権された事項の決定

（３）各種社内規程の制定、改廃

（４）そのほか取締役社長が必要と認めた事項